

議会改革推進委員会会議録

1 開会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年8月13日（水）午後3時30分開会
(2) 場 所 清川村庁舎 3階 第2・3会議室

2 出席者

- (1) 出席議員 細野賢一議長
(4名) 細野洋一副議長
 笹原和織議会運営委員長
 城所英樹総務文教常任委員長
(2) 事務局 杉山洋正事務局長・佐藤周平副主幹

3 欠席議員 落合美和企画振興常任委員長

4 傍聴者 なし

5 案件

- (1) 議会基本条例（案）について
(2) その他

6 経過

- ◎ あいさつ
◎ 議事（午後3時31分～）

- (1) 議会基本条例（案）について
・細野議長進行のもと、協議がなされた。
・協議内容は以下のとおり。

（内容）

- ・細野議長

今日は議会基本条例（案）について協議したいと思います。皆さんで意見を出して協議したいと思いますので慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

- ・事務局

前回、議会推進委員会を開催し、昨年最後の第4回の8月7日に行われた議会改革推進委員会の会議結果に基づきまして、その際に提示された議会基本条例の案を提示して、持ち帰っていただきこれをたたき台として検討をお願いしますということで本日を迎えておりますのでこれらの条例案に対しましてご意見等あれば伺って、協議をしてい

ただいて進行をお願いしたいと思います。

・細野議長

細かい規定は別に定めるとして、基本的な理念条例を制定するかたちでよいと思う。

・細野副議長

昨年、4回委員会を開催して協議をしてきた。小林議員から提出された質問に対しても、回答をしており、資料の中で条文の解釈について説明できるようにしてある。

いずれにしても、県内で基本条例を制定していないのは本村だけであり、条例制定して形として残しておきたいと思う。

条例の作り方は、自治体ごとでまちまちであり、基本的に必要なものだけ加えて、必要のないものについては、協議して削ってしまってもよいと思う。

・細野議長

暫時休憩とし、基本条例（案）の条文について、文言整理をすることとします。

暫時休憩（午後3時39分）

再開（午後4時44分）

・細野議長

それでは、前文から順に整理していきます。

前文は、最後の2行だけ残し、あとは削ってしまってもよろしいか。

・城所総務文教常任委員長

色々削りすぎているので、前文で少し説明をした方がよいのではないか。

・細野議長

では、前文については、後ほど再度検討することとします。

・細野議長

第1条目的は、そのまま。

第2条は、削る。

第3条第2項は、削る。

第4条2を削り、第3項を第2項とする。

第5条は、第2項と第3項を削る。

第6条は、そのまま。

第7条は、見出しを「議会と執行機関との関係」とし、第1項を削り、第2項を第1項とする。

第8条はそのまま。

第9条は、見出しを「委員会の設置」とし、条文を「議会は、議員で構成する必要な委員会を設置する。」とする。

第10条の見出しと条文中の「他自体」を「関係団体」とする。

第 11 条と 12 条は、そのまま。

第 13 条第 2 項を削る。

これでよろしいか。

・一同

異議なし。

・事務局

前文は、どうまとめるか。

・細野副議長

村の自治基本条例と整合性を持たした方がよいのではないか。

・細野議長

では、先頭の「清川村議会は、～によって構成される。」を残して、次の段落 4 行を削り、後半の 2 行を「議会は、透明性と～条例を制定する」として、シンプルな構成としたいがよろしいか。

・一同

異議なし。

・細野議長

では、まとめましたので、事務局で只今の協議結果を踏まえて修正してもらい、8月18日の議会全員協議会で提示し、意見がある議員は、修正案を1週間以内に提出してもらうこととしたいが、よろしいか。

・一同

異議なし。

・笹原議会運営委員長

スケジュール的には、9月定例会最終日までに、条例（案）として仕上げて、期間を設けてパブリックコメントを実施し、年度内に制定を目指すというのでよいのではないか。

・細野議長

それでは、事務局で議事録と条例（案）の作成をお願いします。

(2) その他の議題

・笹原議会運営委員長

他の自治体では、議場内に国旗・自治体旗を掲げている例が見られるが、村議会としてはどう考えるか。

・細野議長

私は、議場内に掲げる方向でやっていきたいと思う。

・細野副議長

村長部局とも協議した方がよいのではないか。

・細野議長

では、村長部局とも協議調整して、次回の議会全員協議会に諮ることとします。

・細野副議長

傍聴者や仮に車椅子の議員が選出された場合の議場に入るためのバリアフリー対策について、検討するよう要望されたい。

・細野議長

本件については、村長に協議させていただきます。

・笹原議会運営委員長

議会基本条例を制定したら、関連する規則も制定しなければならなくなる。議会ウェブ中継についても、簡易で費用のかからない方法で試験的に進めてみたらどうか。

・細野副議長

他の自治体で事例があるだろうから、調べて進めるようにしたい。

・事務局

ウェブ中継を簡易で費用をかけず、安全性を確保するのは難しいと考えている。

・細野議長

いずれにしても、前に進めていきたい。費用をかけても見る人が少なければやる意味がない。できる範囲で試験的にまずやってみて、できる方法を探っていく方向としたい。

◎ 閉　　会　　細野議長

7　閉会の日時　　令和7年8月13日（水）午後5時9分